

第34回 農業委員会総会議事録

令和8年4月30日開会

中標津町農業委員会

令和8年4月30日、第34回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番 小 沼 大
2番 西 塚 知也
4番 福 嶋 寿 顕
5番 山 下 幸 枝
8番 船 越 信 雄
9番 二 瓶 裕 貴
10番 横 田 千 秋
11番 長谷川 孝 二
12番 田 中 洋 希
13番 竹 村 聡
14番 瀧 本 和 男
15番 後藤田 宏 幸
16番 中 村 正 生
17番 笠 原 康 博
18番 本 田 信 幸

本日欠席した委員

3番 纒 坂 直 俊
6番 助 口 明
7番 遠 藤 昭 男

附議した案件

- (イ) 議案第171号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第172号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第173号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第174号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- (ホ) 議案第175号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第40号 農地法第4条許可書の交付について
- (ト) 報告第41号 農地法第5条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局 長 杉 山 隆
事務局 次 長 葛 西 利 光
農 地 係 長 吉 田 佳 弘
係 齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議長 定刻になりました。ただいまの出席委員は15名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第34回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
8番、船越 信雄 委員。
9番、二瓶 裕貴 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
(挙手あり)事務局長。

事務局長 3月25日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに4月8日役場301号会議室におきまして、第44回家族協定書手交式を開催いたしました。家族協定書手交式につきましては、令和7年度経営移譲された5組のうち4組のご家族に出席いただき、会長、中標津町農協組合長、地区担当農業委員の立会いのもと、家族協定書を手交いたしました。また、来賓として中標津町長と根室振興局根室農業改良普及センター北根室支所長にご臨席をいただき、ご挨拶をいただきました。次に4月10日に令和8年度根室地方農業委員会連合会定期総会及び令和8年度根室地方農業者年金協議会定期総会並びに令和8年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が別海町生涯学習センターみなくろ で開催され、会長、会長職務代理、事務局長が出席しております。根室地方農業委員会連合会定期総会と根室地方農業者年金協議会定期総会におきましては、それぞれ、令和7年度の事業報告、決算報告、監査報告及び、令和8年度の事業計画案と収支予算案が議事として提案され、承認されたところであります。北海道農業会議主催の地区別農業委員会会長・事務局長会議におきましては、北海道農業会議から佐藤事務局次長兼農政業務担当部長が出席され、農業委員会を取り巻く情勢についての説明。また「令和9年度農業政策・予算に関する要望書について」北海道選出国會議員に対する要請事項として、原案の検討等を行っております。つぎに、4月24日、北海道農業会議 第1回常設審議委員会が札幌市にて開催され、会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第171号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり)農地係長

農地係長 上程になりました議案171号、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)から(3)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。
(1) 1. 当事者の住所、氏名から6. 解約の理由までについては議案に記載のと

おりです。3ページをお開きください。

(2) 1. 当事者の住所、氏名から6. 解約の理由までについては議案に記載のとおりです。

この2件につきましては、議案第173号(2)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、近隣農地所有適格法人と売買するため、期間内解約するものです。4ページをお開きください。

(3) 1. 当事者の住所、氏名から6. 解約の理由までについては議案に記載のとおりです。

本案件につきましては、議案第173号(4)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、近隣農地所有適格法人に借主を変更するため期間内解約するものです。以上です。

議長 日程4、議案第172号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第172号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。6ページをお開きください。

(1) 1. 申請人の住所、氏名から、3. 申請の理由までについては、記載のとおりです。4. 見取図については、7ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の白地、農用地区域となっており、公簿が畑と牧場ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和8年4月20日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第172号(2) について説明いたします。8ページをお開きください。

(2) 1. 申請人の住所、氏名から、3. 申請の理由までについては、記載のとおりです。4. 見取図については、9ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域であり、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和8年4月20日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程5、議案第173号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)と、(2)から(6)の2回に分けて審議を致します。ここで、会議規則第16条の規定により〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席)

(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 福嶋委員。

福嶋委員 上程になりました議案第173号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。11ページをお開きください。

(1) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業から、6. 当事者の経営状況までについては記載のとおりです。7. 見取図につきましては、12ページのとおりとなっております。本案件につきましては、期間満了に伴い、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり、承認議案第173号(1)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(〇〇委員着席)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

(2)(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第173号(2)(3)について説明いたします。13ページをお開きください。

(2) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業から6. 当事者の経営状況までについては、議案記載のとおりです。7. 見取図につきましては、14ページのとおりとなっております。本案件につきましては、所有農地を農地所有適格法人に譲渡するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。

15ページをお開きください。

(3) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業から6. 当事者の経営状況までについては、議案記載のとおりです。7. 見取図につきましては、16ページのとおりとなっております。本案件につきましては、所有農地を近隣農家に譲渡するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第173号(4)について説明いたします。17ページをお開きください。

(4) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業から8. 当事者の経営状況までについては、議案記載のとおりです。9. 見取図につきましては、18ページのとおりとなっております。本案件につきましては、所有農地を農地所有適格法人に賃貸借するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(5)(6)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第173号(5)(6)について説明いたします。19ページをお開きください。

(5) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業から8. 当事者の経営状況までについては、議案記載のとおりです。9. 見取図につきましては、20ページのとおりとなっております。

本案件につきましては、期間満了に伴い、所有農地を近隣農家に再度賃貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。21ページをお

開きください。

(6) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業から 8. 当事者の経営状況までについては、議案記載のとおりです。9. 見取図につきましては、22 ページのとおりとなっております。

本案件につきましては、期間満了に伴い、所有農地を近隣農家に再度賃貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第 173 号(2) から(6) について、これを原案のとおり決するすることに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程 6 報告第 40 号「農地法第 4 条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 40 号「農地法第 4 条許可書の交付について」事務局より説明いたします。
先に開催した総会において承認されました農地法第 4 条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
65 ページをお開きください。許可日、和 8 年 3 月 25 日付。
(1) 1. 当事者の住所、氏名から 3. 許可期間までについては、議案に記載のとおりです。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
日程 7 報告第 41 号「農地法第 5 条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 41 号「農地法第 5 条許可書の交付について」事務局より説明いたします。
先に開催した総会において承認されました農地法第 5 条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
67 ページをお開きください。許可日、和 8 年 3 月 19 日付。
(1) 1. 当事者の住所、氏名から 3. 許可期間までについては、議案に記載のとおりです。
68 ページをお開きください。許可日、和 8 年 3 月 19 日付。
(2) 1. 当事者の住所、氏名から 3. 許可期間までについては、議案に記載のとおりです。

69ページをお開きください。許可日、和8年3月19日付。

(3) 1. 当事者の住所、氏名から3. 許可期間までについては、議案に記載のとおりです。

70ページをお開きください。許可日、和8年3月19日付。

(4) 1. 当事者の住所、氏名から3. 許可期間までについては、議案に記載のとおりです。

71ページをお開きください。許可日、和8年3月19日付。

(5) 1. 当事者の住所、氏名から3. 許可期間までについては、議案に記載のとおりです。

72ページをお開きください。許可日、和8年3月19日付。

(6) 1. 当事者の住所、氏名から3. 許可期間までについては、議案に記載のとおりです。

73ページをお開きください。許可日、和8年3月19日付。

(7) 1. 当事者の住所、氏名から3. 許可期間までについては、議案に記載のとおりです。

74ページをお開きください。許可日、和8年3月25日付。

(8) 1. 当事者の住所、氏名から3. 許可期間までについては、議案に記載のとおりです。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

日程8、議案第174号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。(1)から(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり)小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第174号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」(1)から(3)について説明いたします。24ページをお開きください。

(1) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から7. 適用までについては、議案に記載のとおりです。8. 見取図は、27ページのとおりです。

なお、(2)(3)につきましては、(1)で借り入れた農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。25ページをお開きください。

(2) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、27ページのとおりです。

26ページをお開きください。

(3) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、27ページのとおりです。

この3件につきましては、貸し主から借り入れた農地を借り主に貸し付けるものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4) から (13) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第174号(4) から(13) について、説明いたします。
28 ページをお開きください。

(4) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から7. 適用までについては、議案に記載のとおりです。8. 見取図は、32 ページのとおりです
30 ページをご覧ください。

(5) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、32 ページのとおりです。

この2件につきましては、貸し主から借り入れた農地を借り主に貸し付けるものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。

33 ページをお開きください。

(6) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から7. 適用までについては、議案に記載のとおりです。8. 見取図は、36 ページのとおりです。

なお、(7)(8) につきましては、(6) で借り入れた農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。34 ページをご覧ください。

(7) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、36 ページのとおりです。35 ページをお開きください。

(8) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、36 ページのとおりです。

この3件につきましては、貸し主から借り入れた農地を借り主に貸し付けるものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。

37 ページをお開きください。

(9) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から7. 適用までについては、議案に記載のとおりです。8. 見取図は、39 ページのとおりです。38 ページをご覧ください。

(10) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、39 ページのとおりです。

この2件につきましては、貸し主から借り入れた農地を借り主に貸し付けるものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。

40 ページをお開きください。

(11) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から7. 適用までについては、議案に記載のとおりです。8. 見取図は、43 ページのとおりです。

なお、(12)(13) につきましては、(11) で借り入れた農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。42 ページをお開きください。

(12) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、43 ページのとおりです。

44 ページをお開きください。

(13) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、46ページのとおりです。

この3件につきましては、貸し主から借り入れた農地を借り主に貸し付けるものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(14)から(20)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第174号(14)から(20)について、説明いたします。47ページをお開きください。

(14) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から7. 適用までについては、議案に記載のとおりです。8. 見取図は、50・52・54・56・58・60ページのとおりです。49ページをお開きください。

(15) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、50ページのとおりです。51ページをお開きください。

(16) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、52ページのとおりです。53ページをお開きください。

(17) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、54ページのとおりです。55ページをお開きください。

(18) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、56ページのとおりです。57ページをお開きください。

(19) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、58ページのとおりです。59ページをお開きください。

(20) 1. 当事者の住所、氏名、年齢から9. 適用までについては、議案に記載のとおりです。10. 見取図は、60ページのとおりです。

この7件につきましては、貸し主から借り入れた農地を借り主に貸し付けるものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程9、議案第175号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第175号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。62ページをお開きください。令和7年度分といたしまして、7件の提出がありました。令和8年3月26日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。
これをもちまして、第35回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時05分)